

「(仮称)まなびの森保育園花小金井」開園時(令和4年4月)の園庭面積の縮小について
～経緯の詳細、運営事業者の「今後の対策」と「入園内定者への説明」～

【経緯】

市と(株)こどもの森(以下、「運営事業者」という。)との協議等経緯は、図表1のとおりです。

≪図表1 主な協議等経緯≫

No.	年月日	協議等
	令和3年	
(1)	2月	公募により認可保育園新設の提案受付
(2)	3月	運営事業者を採択し、協議を開始(敷地面積 819.27 m ²)
(3)	5月、6月※構造変更	東京都児童福祉審議会 計画(変更)の審議
(4)	5月、6月※構造変更	東京都「計画(変更)承認(敷地面積 819.27 m ²)」
(5)	8月	運営事業者「建築確認申請(敷地面積 516.27 m ²)」 ※土地購入の売買契約が進まず、運営事業者の判断で敷地面積を変更 ※市に敷地面積変更の報告なし
(6)	11月	運営事業者に対し工事の進捗について報告を求める ※(5)敷地面積を変更していることについて市に報告なし
	令和4年	
(7)	1月24日	敷地面積について、土地購入の売買契約が進まず、開園時には(2)(819.27 m ²)ではなく(5)(516.27 m ²)となること、入園申込者への結果発送(令和4年2月8日)直前に運営事業者から報告を受ける
(8)		(7)の報告を受け、至急、土地購入(借地含め)に向け再調整するよう運営事業者を指導
(9)	2月7日	運営事業者に対し「(仮称)まなびの森保育園花小金井における報告遅滞及び今後の対策について」を発出
(10)	2月15日	運営事業者より「今後の対策について」を収受
(11)	3月8日	東京都児童福祉審議会 計画変更の審議
(12)	3月15日	東京都「計画変更承認(敷地面積 819.27 m ² から 516.27 m ² への変更、園庭面積 482.50 m ² から 212.20 m ² への変更)」

【運営事業者の今後の対策等】

経緯(10)の主な内容は、以下のとおりです。

ア. 今回の事態に至った経緯と原因

公募採択時の敷地面積(819.27 m²)における売却承諾書は受領していた。建築確認申請をする際に

は、売買契約が進まず、購入済みの敷地面積(516.27 m²)で申請した。

整備の必要な時期が近づいてきたこともあり、土地購入に向けた再調整をするも売買契約がまとまらず、開園時に隣接地を園庭として使用するのは困難と判断した。

イ. 令和4年4月開園時の代替策(当面の対応策)

子どもたちの戸外での活動を充実したものとする。計画書を作成し、入園内定者に説明する。

ウ. 公募採択時の園庭面積の確保策とその時期

時期は未定となるが、土地購入に向けた調整を継続する。

エ. 入園内定者への説明

法人の管理職が対応し、開園前に個別に面談の機会を設け、今回の経過や今後の対応について文書にて説明を行う。